関西自然保護機構会誌 *27*（*1*）：*31*－*34*, *2005*

生物に関わる資格の意義と役割
－シンポジウムを終えて－

同志社大学工学研究科　村　上　興　正

The significance and the roles of nature-related skills certification －Thoughts from a symposium－. Okimasa Murakami（*Graduate School of Engineering, Doshisha University*）

はじめに

このシンポジウムで総合討論の座長をした関係上，編集部から今回のシンポジウムのまとめを書くようにとの依頼を受けたが，私自身がこの分野のことに関心があっても勉強不足であり，とても総括的な文章は書けないと言うことでこのような形で書かせて貰うこととした。

まず，今回のシンポの企画は，関西自然保護機構（以下KONCとする）で生態系インタープリターの養成講座的なものを開催してはどうかという，小林事務局長の提案を受けたことに始まる。私はKONCでこのような試みを行うに当たっては，従来自然保護指導員やビオトープ管理士，生物分類技能検定など，生物に関わる資格が多数在るが，この実態はどのようなものか知っておく必要があると考えた。そこで，生物に関わる資格に携わり現場にいる方々に講演をして頂いて，その問題点を考えるのがもっとも良いのではないかと言う実に安易で不純な発想で始まった。幸いこの分野に詳しい布谷さんがおられて，講演者の選定など話し合う中で，この企画が実現した次第である。もう一つ個人的ではあるが，私は自然と接するのが好きで，旅行者の企画で全国各地のガイド付きツアーに度々参加している。しかし，奄美大島で元中学の生物の先生が行ったガイド以外はまったく駄目で，ガイドの目的が不明確で説明が多くの間違いを含むなど不適切であり，通常は精々植物の名前を教えるだけというひどい惨状を目にしていて，その度にガイドは何らかの資格を持った人が行うべきではないかと思っていた。これらを踏まえて順次感想を述べることとする。

生物（野生）に関わる資格にはどのようなものがあるのか

野生生物に係わる資格はかなり多様であるが，例えば樹木医，生物分類技能検定，ビオトープ管理士，など生物を扱う技術に関する資格と，例えば，森林インストラクターや自然観察員，自然体験活動リーダー，バードウオッチング案内人など，生物に関わる問題を，人に対して説明や指導を行うことに関する資格，に大別出来できると思う。前者は生物を直接扱う技術の習得を目的としたものであり，後者は人々に自然や対象物の面白さや自然の仕組みを教えることを目的としていて，両者でその目的や性格はかなり異なると考えられる。資格は個人の習得する者であり，それをもっていることはその分野についての在る程度の知識や経

験を持っていることの証明にはなるであろうが，だからといってその分野で優れているかというと必ずしもそうではない。

資格とは何か，認定者は誰か

環境関係の仕事でも，生物以外の分野では，例えば公害防止管理者，エネルギー管理士，浄化槽設備士，臭気判定士などは国家資格である。廃棄物処理施設技術管理者，廃棄物処理施設技術管理者などは公的な資格である（エコビジネスネットワーク編，2003)。一方，生物関係の資格と呼ばれているものは，例えば樹木医は日本緑化センター，樹医は日本樹木保護協会，生物分類技能検定は自然環境研究センター，ビオトープ管理士は日本生態系協会というように，特定の民間団体が認定した資格であり，そのほとんどが民間資格であるが，森林インストラクターだけは全国森林レクリエーション協会が認定しているが公的資格とされている。ただし，樹木医は1991年林野庁の補助事業として開始され，96年２月に農林水産大臣の告示に基づく国の公的資格となったが，2001年３月公的規制緩和の方針に従い，日本緑化センター認定の資格となった経過がある（住，2003)。したがって，医者のように，このような資格を取らないとその方面の仕事に就けないかというと，そのような仕組みはできていない。ただし，樹木医という資格は樹木医が登録商標されている関係上，この試験を通らないと樹木医という称号は使えない由である（住，2003)。また，生物分類技能検定は２級以上の資格を持っている者は，環境省の指名競争参加資格審査での自然環境共生関係コンサルタントの有資格者として指定されている。このように関連資格をもっていると有利になることや便利になると言うことはあるが，資格が条件となっているものはない。

したがって，現状ではどこかの団体が新たな資格を作ったとしても何の規制もないと考えられる。これは粗製濫造となる可能性があり，場合によっては，資格を認定する団体の資格を審査する機関が必要となると思われる。すなわち資格の社会的認定の仕組みを将来作る必要が生じる可能性があるということになる。総合討論でもこの点が問題となったが，これに対しては，資格を国家資格や公的な資格とすることにより，基準化が起きることや全国一律となり画一化される危険性が高く，多様な技術がかえって失われる危険性を指摘する意見もあった。資格の社会的信頼性を高めるために何をするべきかが今後大きな問題となると考えられる。私の考えでは，資格を与える側もその資格を取らせることにより，どのように自然の保全や保護に貢献したのかという自己評価を行うべきであるし，社会は本当にその自己評価が妥当かどうかを評価する仕組みを作る必要がある。このことにより資格の中で単なる金儲けや宣伝の手段に用いられている資格を淘汰できるし，良い資格の社会的な認知度が高まるのではないかと思われる。

受験資格や資格の条件

現在の自然観察員は，資格ではないことを前提とした活動をしているので，資格認定のための試験などは無く，自然保護協会主催の講習を受講した者を自然観察指導員として登録するという形になっており，他とは明らかに異なる形態をとっている（志村，本号参照)。

一方，生物分類技能検定は２級の受験資格は無いが１級の受験資格は２級合格者で実務体験５年以上と言う条件であり，その試験に合格しないと資格は与えられない（久保田，本号参照)。ビオトープ管理士などは受験資格が学部卒か大学院卒かで実務経験の年数が定められているなど細かい規定がなされており，その試験に合格することは

必須である（中村，本号参照）。樹木医では受験資格が7年の実務経験年数が必要であるなど実践面を重視して受験資格が規定されている。森林インストラクターは学歴や実務経験は受験資格には入っていないので，試験に合格し，登録をすれば森林インストラクターを称することができる。このように資格の重み付けがあるほど，経験年数が必要となるということは，何らかの関係する職業に就いていることが必要となる。これは今からその分野に就職しようと思う若者にとっては高いハードルとなる。何故なら資格を取ってから就職すると言うことは困難で，関係のある所に就職をして，仕事を通じて知識や技術を習得してから，その認定のために資格をとるということとなり，資格は就職の手段と言うよりある程度の技術などを持っている証明とするための手段であると思われる。

勿論，資格を得てから独立してその方面の仕事をするプロも少しは出現しているようであるが，まだまだそれだけで独立出来るだけの需要はないのが現状と思われる（住，前出）。

受験資格とか試験のあり方は，現在はその資格を出している団体に任されているが，総合討論では，その資格が社会的に認知されるには，試験の透明性の確保が必要となることが指摘され，その点ではまだまだ今の各制度には問題があることが指摘された。すなわち，試験問題及び回答の公表や試験結果の公表など透明性の確保が今後の課題となる。

資格を設置する目的と意義

自然観察指導員の目的は自然保護思想の普及と啓発であるとされているが，自然保護協会の主催する講習に出席したら，それが培われるかというと，そんなに安易なものではないので，これを高める努力がかなり必要と考えられる。例えば地域ごとに自然観察会を継続し，テーマ毎にその結果を集約して，その活動がその地域の自然保護などにどのように貢献したかの評価を行う試みなどが必要と考えられる。

生物分類技能検定は生物分類の面白さの普及啓発を行うことと，野生生物調査を職業とするあるいはしたい人の分類に関する技術能力の評価と向上を図ることとされている（久保田，本号）。私は大学生相手に講義を30年以上行っているが，とくに近年，種の概念を理解していない若者が多く，イヌの品種や大根の品種を種と考えていたり，和名と学名の差を知らなかったりするケースが多い。これは中学や高校の生物で分類学や種や進化の問題がきっちりと教育されていないためであると考えている。

私の受けた高校の生物の講義では，分類というとやたらと名前だけが羅列され，覚えさされた記憶があり，私が担当する場合には，野外でも名前を覚えさせることより，その生物の生き様の面白さに興味を持たせることを目的とした。しかし，現在のように種の概念さえ理解していない若者を見ると，やはり正しい分類学の講義は必要と思っており，このような資格でも，単なる名前覚えということではなく，形態や生態などを踏まえた種の理解や種の保全に役立つように指導することが望まれる。

ビオトープ管理士は野生生物が生息出来る生態系の保護・保全・復元・創出に資するビオトープ事業の推進を行うための技術者の要請を目的としている（村上，本号）。

この背景には，ビオトープを積極的に意識することこそ，自然環境の保全の第一歩であるとの認識が前提となっている。したがって，この意識で作られたビオトープが本当に自然環境の保全に役立っているのかという検証が必要となる。

ただし，ある事業に対してビオトープ管理士の資格を持っていることがどの程度貢献したのかを計るのは結構困難であることが予測される。

以上の二つは技術の資格であり，技術はその目

的に応じて異なるレベルの要求があり，評価することが困難な側面があること，技術は個人の資質の一部となるので，その資格を持っていたから良い仕事ができたのか，持っていなくてもできたのかは評価が困難である。

資格取得者へのサービス

資格を折角獲得してもそれを生かせる場が無くては資格を取った意義は取得者に対してはあまりないのではないかと思われる。資格を取るのは自由意志なので資格を取った人のアフターケアーは必要がないという立場はあり得るが，資格を設定している社会的な責任上，資格取得者へのサービスは資格提供者の責任とも考えられる。森林インストラクターでは登録を行うと登録者の名簿が送付されると共に，この名簿が都道府県，教育委員会等の関係者に対しても送付される。しかし，資格を取得したら何らかの仕事がかかる訳で得はなく，そこから自立した職業にするのは各個人の問題とされているのが現状である。

ビオトープ管理士では，日本ビオトープ管理士会に希望すれば会の主催する研修や情報交換会への参加はできる仕組みとなっている（中村，本号）。しかし，さらにレベルアップする仕組みを作ることが今後の大きな課題となっていることは明らかである。

自然観察指導員も地域別，テーマ別に指導員の資格を持っている人の特質を記述した出版物を作り，地方自治体に紹介するなど地域の自然保護活動にいかに貢献するかの出口作りが必要と考えられる。総合討論でも，このようにどの資格も資格取得後のアフターケアーに関しては，活動の場を積極的に作ることが必要であるが，これは取得者個人の努力に任せている部分が多く，現状は改善すべき点が多いという認識であった。

おわりに

今回取り上げた資格以外でも生物に関わる資格は数多くあり，数え上げれば20以上あるが，整理されておらず重複が見られる分野では競合が起きている状態である。環境問題とくに自然環境の保全は自然再生法の施行もあり，これに関わって，今後も各NPOが独自に取り組み出すと，膨大な数になると予測される。したがって，将来はこれらの資格を整理統合する必要がでてくると考えられる。それには資格の透明性の確保がもっとも重要であり，それを通じてお互いの団体が相互理解すると共に，社会がその資格を認知することや評価を行うことんい役立つと考えられ，今後もっと積極的に情報公開がなされる必要があると思われる。その意味では今回のシンポジウムは一定の役割を果たしたのではないかというのが，主催者の一員としての甘い自己評価である。最後に今回のシンポジウム開催に当たり，話題提供者は勿論会場の手配など数多くの方々の支援を頂いた。ここに厚く感謝の意を表する次第である。

引用文献

エコビジネスネットワーク編．2003．環境の仕事大研究．252pp．産学社，東京

久保田　正．2005．生物分類技能検定．　関西自然保護機構会誌，27(1)：25-30.

志村智子．2005．NACS-J自然観察指導員と資格．関西自然保護機構会誌，27(1)：15-24.

住　博．2003．自然をケアする仕事がしたい．139pp．彩流社，東京

中村　実．2005．生物に関わる資格の意義と役割－ビオトープ管理士について－．関西自然保護機構会誌，27(1)：7-14.